

令和6年度 第2回神戸市屋外広告物審議会
議 事 要 旨

令和6年11月22日

令和6年度 第2回 神戸市屋外広告物審議会 議事要旨

| | |
|-----|---|
| 日 時 | 令和6年11月22日（金） 13時～14時5分 |
| 場 所 | 中央区文化センター 1005 会議室 |
| 次 第 | 1 開会 2 あいさつ 3 審議 屋外広告物の今後のあり方について 4 閉会 |
| 出席者 | 磯山委員、角松委員（会長）、木原委員、中村委員、古澤委員 |

議事要旨

（事務局）

- ・開会の辞。配布資料の確認。会長、職務代理者の選任。
- ・審議会成立の確認。会議は公開とすることを決定。

議題 同一壁面同一表示内容の広告物の規則改正について

（事務局） 資料について説明

前回の審議会で議論いただいた、同一壁面同一表示内容の広告物について、規則改正を行うもの。

前回の審議会では建物の表札という役割のものであればいいのではないかということ、低層階の歩行者目線のものについてはあまり影響がないのではないかという意見をいただいたところ。

ただ、ペDESTリアンデッキのように、歩行者が2階相当の場所を歩き、広告物を目にすることもあため、そういった場所の配慮も必要なのではといったご意見を参考に、改正案を作成した。

前文の「複数掲出しないこと」については現状の内容。「ただし、次のアまたはイのいずれかに該当する場合は、この限りではない」というのが新たな改正案である。

新規の改正案として「周囲の景観や建築物全体における広告物表示の調和に配慮しており、かつ、当該建築物及び建築物内の施設への歩行者の円滑な誘導のために設置されるものである場合」を追記している。

「歩行者の円滑な誘導」とはどのようなものを指すのか等については、広告物条例のしおりでガイドラインを用意する想定である。ガイドラインを作成するうえで、同一表示内容の広告物の掲出について個数制限をするのは難しいため、そこについては触れず、過度に繰り返すことや派手な色彩の場合は掲出不可になる場合があるという表現を検討している。

また、対象となるのは「歩行者目線」として建物の1～2階程度の高さを想定している。しかし、三ノ宮駅の歩行者デッキのような場所については、歩行者自身が2階相当の高さにいるため、2～3階が「歩行者目線」の対象とする。歩行者の動線からプラス1階層という風に考えている。

委員意見及び事務局説明等

（委員）

本日は条文について審議をするということ、しおりのようなガイドラインの説明についても、委

員の方で議決までしないといけないようなものなのか。

(事務局)

条文については審議いただき、ガイドラインについてはご意見やアイデアをいただければと思っている。

(委員)

前回の審議会であった意見として、表札機能と誘導機能、それから自家用であれば良いのではないかという議論が出たが、そこは「歩行者への円滑な誘導」というところに盛り込んでいこうというところ。低層というのも、低層はなかなか定義がしにくいので、歩行者の円滑な誘導なら、低層ということで判断し、ガイドラインで事例を出していければ良いという考え方なのだと理解した。

前回の議論では、委員から30mの根拠は何なのかという意見が出ていたが。

(事務局)

過去の資料を見る限り、人の視距、人の目線がどこまで広がるかを計算して、30mという数字を編み出していた。

(委員)

過度にロゴを繰り返したデザインや派手な色目の場合というのは、単体では許されるが2つ以上になると許可できないという性質のものなのか。単体でも許されないのか。

(事務局)

ここで言っているのは2つ以上のことである。

(委員)

複数掲出する場合でも、景観や建物の調和に配慮していれば許可するが、デザイン等によっては繰り返し掲出することで嫌悪感を覚える人もいるので規制していくということか。

(事務局)

その通り。その他、単体の場合でも景観地区等の別の規制はあるが、今回の規制は複数掲出について限定している。

(委員)

これ以上規則を厳しくしてしまうと、見た目は悪くないのに規則だからと縛ってしまうことになりかねない。ある程度判断の余地がある今の改正案の方が良いと思う。

例えば景観規制の中でマンセル値の彩度や明度、サイズの規制があることを考えていけば、その規制をクリアしたにもかかわらず同一意匠だから許可できないという話にならなくなる。事業者と行政が協議をするうえで、これならもう少し小さくしてくれませんかとか、色をおとしてもらえませんかといった話ができる。それができるようになるので、これはベストの状態かなと思っている。

(事務局)

他にご意見がなければ、この改正案について了解したということで結論させていただく。ガイドラインについても議論をして、これからも委員の皆さんお気づきの点があれば事務局にお伝えいただければと思う。

(事務局)

一定の了解をいただいたということで先に進めていくなかで、これから意見募集（パブリックコメント）を行う。意見募集を実施する時期やガイドライン案の提案など、委員の皆様は随時メール等でお知らせする予定。何かあればぜひご意見をいただければと思っている。

議題 冠婚葬祭、祭礼等にかかる広告物について

(事務局) 資料について説明

「冠婚葬祭、祭礼等のため一時的に表示し、又は設置する広告物等」とは、分かりやすい事例でいうと地域の祭り等で1週間程度の期間、歩道の柵等に掲示されているようなもののこと。

こういった広告物については、現在の条例では認めることが出来ない。ただ、地域コミュニティの観点等から、ある程度必要なものであると判断し、認める方向で改正しようというもの。

屋外広告物の規制に禁止地域というものがある。例えば特徴的なものであれば官公署や学校、神社等である。こういう場所には基本的に広告物を出してはいけないという規制になっている。

しかし、適用除外の項目もあり、この中に冠婚葬祭、祭礼等が該当している。

これともう一つ、禁止物件という規制がある。例えば、橋梁、トンネル、信号機、道路標識、消火栓等については広告物の掲出はできないということになっている。

こちらにも適用除外の項目があり、先ほど申し上げた「冠婚葬祭、祭礼等」は禁止地域では掲出可能だが、禁止物件については掲出が禁止されているところである。

また、現在禁止物件に掲出ができるものとして、条例第11条第1項、第2項の5つがある。この中に冠婚葬祭の内容を追加しようとしているところ。

他都市の事例を見ていると、多くの都市で禁止物件の適用除外となっている。

地域コミュニティとしてのお祭り等、役割を果たすための広告物であれば積極的に認めていくべきではないかと思っている。

また、信号機や標識等にも掲出してもよいのか疑問をもたれるかも知れないが、道路交通法や泥占用許可基準等で信号機や標識の効用を妨げる工作物を禁止しているため、どこにでも掲出できるというものではない。

委員意見及び事務局説明等

(委員)

元々その禁止物件っていうのは、国または地方公共団体、公共的な目的がある場合を想定しており、そちらに近づけていくということになるのか。

委員の方々に何かお気づきの点は。

(委員)

こういう禁止物件の解除をすとかの前に、そもそも祭りののぼりとかの申請は道路管理課にでてきたことがあるのか。

(事務局)

許可不要となっているため、申請はない。

(委員)

禁止物件については現行許可できないところを許可しましょうということ。申請自体は出てきていないけれども禁止物件を解除して屋外広告物の条例としては自由にやっていいことになる。

次は、道路交通法と道路占用の基準で引っかかってくる可能性があるので、所管警察署や建設事務所等へ誘導していくという解釈でよろしいか。

(事務局)

その通りである。

(委員)

事業者が手すりや柵に設置する場合、施工方法等は誰が誘導するのか。建設事務所になるのか。

(事務局)

所管の警察署になるかと思う。我々もなにかあれば気付くので、特徴的なものは指導できている。

(委員)

理屈の上では許可制にすることもあり得るが、そうすると、申請者側も事務局の方も、掲出期間が短いものが多いなかで許可まで出すのは難しいだろうということなのだろう。

(事務局)

事務局で調べる限り、屋外広告物を許可制としているところは見つからなかった。道路使用及び道路占用の方で許可をしている状況である。

(委員)

のぼりを出す人は道路占用許可とのことは理解しているのだろうか。

(委員)

おそらくわかってないだろう。個人的な意見としては、のぼりを出してなにが悪いのかという話。それが長期に渡るものじゃなく、祭りなら1週間ほどで終わるものの告知になる。

そのため禁止物件を解除してもらって、晴れの舞台なので堂々と掲出できるのは良いことなのではないか。ただ安全面はちゃんと考慮して下さいねっていう気持ちでいいだろう。

(委員)

他にご意見ございますか。

「等」の表現が気になるのだが、「等」にひっかけて、不動産屋のオープンハウスなど、「一時的なもの」という理由で掲出されたら、それは違うのではないかと感じるが。

(事務局)

事務局としては「冠婚葬祭、祭礼等」に一般的な宣伝は含まれないとはっきり言えると思っている。勘違いされないように運用していきたい。

(委員)

ここでいう広告物の定義はどういうものなのか。

(事務局)

広告物というのが、何かを宣伝するためのものである必要はなくて、何かを表現しているものであれば広告物とされる。一般的に何か宣伝する商品等の広告物という意味ではない。

(委員)

冠婚葬祭の家族葬とかの宣伝広告物とはまた別になるのか。

(事務局)

それとはまた別になる。例えば「一時的」と記載しているが、事務局としては一週間と想定している。あくまで短期間で地域のをターゲットにして緩和しようとしている。

(委員)

コマーシャルとかの商業的な宣伝とはまた違うということか。

(事務局)

その通り。適切な言葉があれば言い換えるのだが、広告物と表現している。

(委員)

禁止物件として信号機とか郵便ポストとかある中で、わざわざそれを可能する必要はないのではないかと。道路交通法等で違反となるのであれば、一律不可にした方が分かりやすい。この改正で可能にしたからわざわざ信号機に広告を掲出する人はいないとは思いますが、こっちはいいけどこっちはだめみたいな事ではなくて、統一した方が分かりやすいという印象である。

これをわざわざ不可を可能にする意味があるのだろうか。

(事務局)

先ほど紹介したような歩道柵だけかと言われればそんなことはなく、色々な場面があると想定している。道路の機能とか安全に支障がないのであれば禁止する理由はないと判断した。

ひとつひとつを判断するのは難しいが、例えば郵便ポストとか電話ボックスであれば所有者がいるため、所有者の許可を取らないと出せず、なかなか他の法律や権利に邪魔されて簡単に出せるもので

はない。そのため結局は歩道柵のようなところであれば良いという形で誘導していくことになる。

(事務局)

仰る通り、屋外広告物で許可したうえで、道路交通法等で規制するというのはややこしい印象になるというのは理解できる話である。

一方で、正確にかき分けると、文言がただでさえ読みにくい条例がさらに分かりにくく、読み解くのが難しくなるという側面があるというのが一つ。もうひとつは、国が屋外広告物条例ガイドラインを出しており、それを参考に各都市で条例を定めている

確かに一般の方が見たらわかりにくいと思うが、モデル条例に即していうと、先ほどの解釈が可能ということで整理していきたい。

(委員)

実態で存在するものを今から全部規制するというのは難しいと考えたところなのだろう。一応可能性としては、禁止物件の中で「AはいいがBは不可」というような記載は考えられるのか。

(事務局)

検討はしたが、他都市事例にもなく、書き分けることでややこしくなってしまうと思っている。

先ほど言った通り、他の法律や権利で排除できると考えているため、まとめて記載した方がより実効的だと思っている。

(事務局)

それについても屋外広告物条例のしおりで書くようにしたい。

(委員)

ただ、「街路樹は市の持ち物だから広告物を掲出できるが、郵便ポストは日本郵便の持ち物だから広告物をかけてはいけない」という考え方をしないのではないかな。あまり所有権のことを考えないのではないだろうか。

(委員)

さきほど言われた内容というのは、屋外広告物条例のしおり p7と参考資料 p87に書いてあるものことか。

(事務局)

その通り。適用除外 p8に冠婚葬祭を付け加える想定である。

(委員)

街路樹には地域のお祭りや選挙ポスターは掲出できるが標識には掲出してはいけないという記載になるのだろうか。全部適用除外だからとすると、なんでもできると受け取られても不思議はないかなと思う。

(事務局)

次のページに適用除外広告物を掲載している。

また、他都市に聞く限りでは、そこまで困ってないようである。最近、近隣都市でも同様の改正をしているところもある。そういった都市と情報をもらいながらやっていけば、誤った運用にはならないと思っている。それよりは、禁止物件が堂々と出される状況は良くない。

(委員)

一方で、一般的な商業広告を一時的に掲出することは含めないなど、適切な運用ができるように、様々な内容をしおり等に記載するよう検討していただければと思う。

では、そういう前提で審議会としては今後条例改正の手続きを進めることは異議がないということではよろしいか。

(各委員 異議なし)

(事務局)

条例でございますので、パブリックコメントに加えて、市議会に諮ることになるので、皆様の意見を聞く機会はかなり広く、多くの方の意見を聞ける。

多少の変更はあるかも知れないが、また先ほど同じように途中経過等、メール等で情報提供させていただく。

議題 その他 大阪・関西万博 関電ビルラッピング経過報告

(事務局) 資料について説明

前回の審議会で議論いただいた関電のラッピング広告の経過報告。ちなみに、これ以降、類似の事例は出ていない。

11月12日から工事が始まっている。市役所24階の展望ロビーからだ見えにくいですが、端っこの方に寄ったら少し見える。一応28日に完成予定と報告を受けているが、ほぼ完成に近づいている。一番見やすいのは東遊園地。

前回ご指摘のあった件で、安全面はちゃんとしてもらわないと、ということがあった。事業者を確認しており、ハーネス完全装着、2名体制でやっているとのこと。

住民に対する周知については、開始の1ヶ月前にマンション管理組合の会合に事業者が出席し、趣旨や工事内容、期間等を報告し、こちらもご理解をいただいているということだった。

ガラス面がすこし曇って見え、柱の部分はきれいに映っている。本日欠席の委員にも事前報告しており、この辺りは難しいようだ感想をもらっている。

思ったより小さい印象。370㎡なので本来許可できるサイズの5倍～6倍近く大きいですが、大きいビルなので小さく見える。来年の10月末までの許可としており、万博が終わって1ヶ月以内に撤去するということになっている。

委員意見及び事務局説明等

(委員)

三ノ宮駅から見えるのか。

(事務局)

見えない。おそらくフラワーロードを市役所近くまでいかないと見えない。木や建物の陰になってなかなか見えない。

(委員)

視覚的に高すぎるのだろう。もう少し下の方、ビルの真ん中あたりのほうが見やすかったのでは。

(委員)

遠慮した部分もあるのではないか。大阪だとミヤクミヤクの像が非常に目立っていた。

(事務局)

我々としては、せっかく認めたので話題になってほしいと思っている。

(委員)

ちなみに鳥とかはこの辺はいないのか。鳥が怖がって近づかなくなったという例が、山中の風力発電施設であった。鳥の生息地を妨害してまったということだ。この辺りは大丈夫だと思うが。

(事務局)

特にそういった報告はないので問題ないかと思う。

議題 その他 広告物等景観保全地区の経過報告

(事務局) 資料について説明

箕谷について大きな進展は特になし。有馬インターについては対応しており、年内に撤去予定とご報告いただいた。もう一基については、申請するのか撤去するのかを地主を通してお願いしたところである。

他の地区については今年度中に広告会社にあたる予定。特定の広告会社がいろいろな地区に出しているようだ。まずは広告会社から修景案を提案いただき、進めていきたいと思っている。

(委員)

この議題について意見がある方は。また、全体を通して何か意見がある方は。

特に意見が無いようなのでこれをもって本日の審議を終了とする。